

令和2年6月23日

令和2年6月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年6月23日(火) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	大上 眞明			
副会長	5番	小濱 邦臣			
委員	1番	西ノ内 壽昭	2番	岡 初美	
	4番	中野 稔	6番	上野 信一	
	7番	谷山 正昭	8番	矢頭 周	
	9番	宮本 正裕	10番	中村 正治	
	11番	大神 弘	12番	中上 隆	
	13番	吉田 好	14番	大川 智恵子	

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	浅井 薫	第2地区	大西 清一
第3地区	中西 壽男	第4地区	上田 昌彦
第5地区	村田 利明	第6地区	森 善隆
第7地区	辻 清一		

5 農業委員会事務局職員(4人)

事務局長	村上 泰司	事務局次長	青木 基史
事務局長代理	松下 伸弘	主査	松本 和也

6 議事録署名委員

9番	宮本 正裕	10番	中村 正治
----	-------	-----	-------

7 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

議案第3号 茨木市農地利用最適化推進委員候補者の決定

議案第4号 茨木市農業委員会運営協議会規程の一部を改正する規程

議案第5号 茨木市農業委員会だより編集委員会規程の一部を改正する規程
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
報告第3号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明
報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

8 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和2年6月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は、14名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は、7名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号9番、宮本 正裕委員、並びに、議席番号10番、
中村 正治委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題といたします。
なお、本件につきましては、小濱副会長と地区担当委員、推進委員、並びに岡
委員により現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして報告を
求めます。
宮本委員。

宮本委員

それでは、6月5日に現地調査を行いました結果についてご報告いたします。

申請地は、XXXXXXXXXX、田、XXXXXXXXXX㎡でございます。

位置については、議案第1号参考資料でご確認ください。

申請地は、府道鳥飼八丁富田線と府道枚方茨木線が交わる鮎川の交差点の南東、約900mに位置し、市の管理道路の南側に位置しております。

周囲の状況は、北側は道路、東側は水路、南側は農地、西側は宅地でございます。

転用の目的は駐車場で、雨水は公共下水道管へ排水する計画でございます。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われま

す。以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、青木君。

事務局

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、1件、1筆、1,424㎡についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があったものです。転用の目的は駐車場、権利の種類は所有権となっております。

転用の理由ですが、譲受人は運送業を営んでおり、申請地を譲り受け駐車場として整備するものです。

農地の区分は、水道管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、おおむね500m以内に市立白川小学校、市立東雲中学校があることから、第3種農地と判断します。

譲受人は現在茨木市内で土地を借受け駐車場として使用していますが、駐車場が手狭であること、土地所有者から解約の申出を受けていることから、駐車場の移転先として必要面積、近隣住民の生活環境や安全面に配慮し、転用に伴い周辺の他の農地の営農に支障を与えないと考えられる本件申請地を選定したものです。

事業計画では、中型トラック15台、土地の仕上げはアスファルト舗装となっております。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われま

す。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

事務局

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

南隣りに田んぼがありますが、ここに水を入れる場合、駐車場が邪魔になって水が入らないということはないのですか。

議 長

松下局長代理。

事務局

南側の農地の用水までは確認出来ていませんが、形状としては北側からではなく、南側から送られており、南側の農地には影響はないと聞いております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

南側から給水されるということですか。

議 長

宮本委員。

宮本委員

ちょっと補足説明いたします。当該申請地は現在の市の児童遊園が半分で、もう半分が市民農園として使っておられて、駐車場になるということで市の方から所有者に返した土地で造成の方も市でやったと聞いております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

結果としては影響はないということですね。

議 長
宮本委員。

宮本委員

以前の状態と形状が変わらないので支障がないと考えていただいて結構です。

議 長

今副会長に確認したのですが、無断転用ではないかと聞いたのですが、公園なのでよいとのことです。

議 長

他にご質問ございませんか。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

確認なんですけど、これは譲渡になって売買ですね、賃貸ではないですね。

議 長

松下局長代理。

事務局

今回は所有権移転を目的としたものになります。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

ということは売買で成立しているわけですね。

議 長

松下局長代理。

事務局

契約上は売買契約が行われています。

議 長

括弧がついていないので用地取得でよいのですね。

事務局

今回氏名に括弧がついていないので権利取得となっております。

議 長

他にご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることは止むを得ないとの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第5条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

なお、中上委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退室をお願いします。

(中上委員、退室)

議 長

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局次長、青木君。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、1筆、969㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け、転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

転借人の概要につきましては議案参考資料をもとに説明させていただきます。

転借人でございますが、農業従事年数は29年11ヶ月、元認定農業者であります。現在の農業経営面積は8,127㎡、年間農業従事日数は300日、水稻及び大根、白菜等の野菜を栽培されております。

農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機等を所有されております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

(中上委員、自席に戻る。)

議 長

次に、議案第3号、茨木市農地利用最適化推進委員候補者の決定を議題といたします。

なお、谷山委員、上田推進委員、辻推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条及び茨木市農業委員会会議規則第12条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退室をお願いします。

(谷山委員、上田推進委員、辻推進委員退室)

議 長

本件につきましては、5月22日及び28日に選定委員会を開催し、審査の結果、議案書の候補者一覧表のとおり、7名の方を、それぞれの担当地区の推進委員候補者として選定いたしましたので、茨木市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程第7条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

審議経過につきましては、推薦申込書に記入された内容に基づき、茨木市農地利用最適化推進委員候補者選定基準により、担当地区ごとに推薦を受けた者を、各委員が個別に評価いたしました。

今回、それぞれの地区で、推進委員候補者の推薦を受けた方が1名ずつであり、いずれも基準点を上回っておりますので、審議しました7名の方を、それぞれの担当地区の推進委員候補者として選定いたしましたものです。

以上、報告いたします。

議 長

これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

茨木市農地利用最適化推進委員候補者の決定につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

(関係委員、自席に戻る。)

議 長

次に、議案第4号、茨木市農業委員会運営協議会規程の一部を改正する規程を議題といたします。

内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

議案第4号、茨木市農業委員会運営協議会規程の一部を改正する規程についてでございます。

議案第4号参考資料の現行兼新旧対照をご覧ください。

今回の改正は、茨木市農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者の意見を反映し、公正かつ円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、運営協議会を組織する委員について定める規定において、農業委員会委員が互選した者の定数を4人から5人に改め、農業委員会が互選した者については、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者1人を含むものとするという内容を追加するものでございます。

施行期日は、令和2年7月20日としております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

利害関係を有しない者を1人入れて4人から5人になっているのですが、もともとの改正の趣旨を説明してください。

議 長

松下局長代理。

事務局

今回農業委員会法が改正され、中立委員が新たに設置されております。中立的な立場から農業委員会の運営にいろいろな意見、助言を役立てて行きたいという趣旨がございます。

人数につきましては、これまで農業委員として4人、茨木市の場合、北部、丘陵、中心、南部と4つの地区から代表として入っていただいております。そこに新たに中立委員を加えるのが、今回の趣旨でございます。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

基本的に以前、4人というのは支障があったのですか。中立委員を1人入れるというのはわかるのですが、今まで4人でやって来たというのが、支障をきたすということで中立委員を入れなければならないという状態になっているのですか。

議 長

松下局長代理。

事務局

今回農業委員会法の改正の大きな趣旨であったのですが、農業者以外の方の意見を極力委員会の運営に生かすということで、オブザーバーとしての立場から意見、助言をいただき、委員会の公正な運営が出来ればというのが今回の趣旨であります。

議 長

他にご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

茨木市農業委員会運営協議会規程の一部を改正する規程につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第5号、茨木市農業委員会だより編集委員会規程の一部を改正する規程を議題といたします。

内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

議案第5号、茨木市農業委員会だより編集委員会規程の一部を改正する規程についてでございます。

議案第5号参考資料の現行兼新旧対照をご覧ください。

今回の改正は、農業委員会だより編集委員会を組織する委員の地域間の均衡を図り、公正かつ円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、農業委員会だより編集委員会を組織する委員について定める規定において、農業委員会委員が互選した者の定数を3人から2人に改めるものでございます。

施行期日は、令和2年7月20日としております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員
先程増やしてますので、今回は3人から2人と減らしてますが、これは趣旨的にわかりやすく改正した理由を教えてください。

議 長
松下局長代理。

事務局
今回は人数を変更したのですが、農業委員会は各種の専門委員会がありますが、全体的な調整をさせていただく中で、運営協議会の方で1人増やし、農業委員会だよりの方については農業委員は北側、南側に1人ずつとし、地域間の均衡を図っております。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員
全体的な調整の意味で片方増やして、片方減らすというような解釈でよろしいか。

議 長
松下局長代理。

事務局
全体を見て調整をさせていただいております。

議 長
他にご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

茨木市農業委員会だより編集委員会規程の一部を改正する規程につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、3件。以下、報告第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

来月の定例会でございますが、7月14日、火曜日、午後1時30分から本会議室で開催します。

議 長

それでは、これもちまして、令和2年6月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月23日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

(署名済み)

署 名 委 員

(署名済み)

署 名 委 員

(署名済み)
